

# あなたを狙うのは 特殊詐欺だけじゃない 悪質商法にも気を付けて！

長泉町では昨年、悪質訪問販売に関する相談件数が国や県と比べて5倍  
となつています。ここでは町内で多発する「点検商法」と「不用品買い  
取り商法」を紹介します。

## CASE 1 点検商法 ～瓦の無料点検～

屋根瓦や床下を無料で点検すると家に入り込み、嘘の点検結果で不安をおおって契約を急がせます。



## 断りきれず 契約してしまったら

「クーリング・オフ」  
クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘販売などで商品を買った後でも契約を解除できる制度です。

契約の種類	契約解除可能期間
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入(店舗以外で貴金属などを買い取る)、長期継続サービス(エステ、結婚相手紹介サービスなど)	8日間
内職商法、マルチ商法	20日間

※契約解除は契約書を受け取った日を含めて上記の期間内に書面で通知する必要があります。

※店舗での販売、通信販売、使用済みの消耗品、現金で3千円未満の支払いの場合はクーリング・オフできません。ただし、通信販売で返品特約の表示がない場合は、商品等を受け取った日から8日以内は契約解除できます。

## CASE 2 不用品買い取り商法

～狙いは貴金属～

「不用品をなんでも買います」と電話し自宅に強引に貴金属の査定を要求します。査定を了承するまで長時間居座るため怖くなり、つい貴金属を見せてしまい不当な金額で買われてしまいます。



### CASE3 お試しで購入したつもりが定期購入に!!

「初回お試し500円」と書かれた化粧品のサイトを見つけ申し込んだ。その後、商品を受け取った際に同梱されていた書類に次回の発送日が記載されていた。確認すると6回の定期購入で期間内の途中解約はできないと書かれていた。



#### ⚠️ ここに注意!!

##### 小さい文字まで見逃さない

定期購入が条件であることや期間内は途中解約できないことは、分かりにくい場所に小さな字で記載されている場合があります。

##### 最終確認画面までしっかり確認

注文最終確認画面で定期購入が条件か途中解約や返品はできるかなど契約内容を必ず確認しましょう。

### CASE4 商品が届かない!

通常5万円以上のブランド品のコートを買った。80%オフで売っているサイトを見つけ注文。記載されていた個人名義の銀行口座に代金を振り込んだが、いつまで経っても商品が発送されず連絡もつかない。



#### ⚠️ ここに注意!!

##### 詐欺サイトの見分け方!

- ① 不自然な URL (https:// のように s が無い)
- ② 通常使用されない日字体が混じっている
- ③ 極端な値引きがされている
- ④ 支払方法が銀行振込みのみ振込先が個人名義のみ
- ⑤ 機械翻訳したような不自然な日本語
- ⑥ 住所が番地まで記載されていない
- ⑦ 電話番号がなく、連絡先がメールのみ (電話番号がある場合でも、常に留守電でつながらない)
- ⑧ 口コミの評価が極端

多発する

インターネットトラブル!

今やインターネットは、私たちの生活に欠かすことができないものになっていきます。特にスマートフォン利用の普及により高齢者を含めた幅広い世代で通信販売の利用、個人売買(オークション、フリマアプリ)などの取引が行われるようになりました。しかし、その一方でインターネットでのトラブルが多発しています。